

<b>交渉情報</b>	<b>NO.36</b>	日本郵便(株)信越支社
JP労組信越地方本部	2022年10月19日	添付資料:9枚

## 2022年度「年末年始業務運行推進要綱に関する要求書」の

### 地方整理と意思疎通の扱いについて

日本郵便（株）信越支社は、本日（10月19日）「2022年度年末年始業務運行推進要綱に関する要求書の地方整理と意思疎通の扱い」について、地方本部に説明してきました。

「2022年度年末年始業務運行推進要綱に関する要求書」については、10月11日に日本郵便（株）信越支社に提出し、それ以降、交渉を経て本日10月19日、地方整理をはかりました。

要求内容の前提として、郵便制度改正による送達日数繰下げ施行後、初めての年末年始期を迎えるにあたり、例年と異なる物量の変動が想定されます。また、インフルエンザの流行期や新型コロナウイルス感染症など、職場での感染症予防の徹底が求められています。おって、コンプライアンスを遵守した営業の推進と適正なコストコントロール、経費の効率的な使用についても同時に求められています。

現場労使間での意思疎通および問題解決を基本に、各種業務運行計画の策定、年賀販売方針の浸透、安全・健康管理、サービス関係や職場環境の整備を中心に要求書を提出しました。

最終整理にあたり、佐久間経営管理副本部長から「2022年度年末年始業務運行推進要綱に関する要求書」に関し、10月11日（火）にJP労組信越地本から意見表明をいただいた。

それ以降、約1週間という極めて短期間ではあったが、窓口において精力的に交渉いただき本日整理の運びとなった。休日も交渉に対応いただいたことを含め改めて感謝申し上げます。

今年の年末年始業務運行は、送達日数繰下げ後、初めての年末年始期となる。現状、平常期のオペレーションには大きな混乱は来していないが、年末年始期において不測の事態が生じないように指導してまいりたい。

新型コロナウイルス感染症についても、ここ数年は、これへの対策を伴った業務運行となっており、未だ収束の見通しも立っていない。これまでの感染予防対策を継続・徹底するとともに、万一、クラスター等の発生により業務に支障を来す場合は、支社

応援を含め、お客さまサービスへの影響が最小限となるよう対応していく。

併せて、地震、大雪等の自然災害に対しても、社員の安全を最優先とした業務運行を行うよう指導していく。

今回の要求内容はいずれも重要な項目ばかりで、中でも要員課題、車両確保については特に多くの組合員から声が寄せられている、と伺っている。いずれも業務に支障が出ることはないよう、個局の状況に応じ適切に対応する。

また、今年も年賀はがき販売を行うが、不適正営業の防止・撲滅はもちろんだが、年賀はがきは多くのお客さまとの接点があることから、第3四半期は、ゆうパックの拡大を中心に、事業所等に対し、他の郵便商品のご利用につながる活動を展開してまいりたい。

来週、10月26日（水）に、郵便関係部長等会議を開催する。会議に出席する信越管内の郵便関係部長、総務部長等へは、年末年始業務運行の内容に対し、責任を持って社員周知を行い、高品質な業務運行とするとともに、職場段階で本整理内容に関する齟齬が起きないように指導していく。

本年年末年始業務運行は、労使双方が共通認識を持ち、協力して取り組んでいくことが極めて重要であることから、「JP労組の皆さまからも引き続き、ご支援、ご協力をお願いし、大綱整理の挨拶とさせていただきます。」との決意が示されました。

それをうけ、地方本部を代表して花見副委員長から「2022年度年末年始について、地本として注視しているのは、「要員配置」と「機動車の確保」について。「要員配置」で言えば、業務繁忙期に対する必要労働力の確保に加え、感染症の蔓延に係る欠務発生といった想定される不確定要素への対応を考慮した準備が必要であると考えている。

また、信越ではやはり、「降雪」「積雪」による業務運行への影響は避けて通れず、期間を通じての降雪量は減少しているものの、集中的な豪雪が発生する可能性も想定する必要がある。

「機動車の確保」については、昨年度の元日（二輪車最大稼働日）の状況を基にしているが、現場組合員からは「車両が不足しているため、要員を配置できず、超勤で対応した」との実態も報告されており、データでは見えない現場実態があることも含めて適切な対処を求めるところ。

いずれも、最終的には超勤や休暇取得に影響が生じる内容であり、ともすれば時間に追われる焦りや疲労による注意力の低下から、交通事故・労働災害に発展することも懸念されることから、平常時に増して具体的な超勤発生理由に踏み込んだ分析と対処が必要であると考えている。

大綱整理にあたり、改めて社員の健康と安全を最優先とした対応を要請するとともに、各施策の目的とルールをしっかりと労使で共有し、一体となってこの年繁を乗り切っていくことを確認し、大綱整理にあたっての挨拶とする。」との考え方を示しました。

今後は単局窓口、部会事業推進委員会の窓口および職場事業推進委員会への移行となりますが、分会対応時においては中央交渉および地方交渉整理内容を踏まえ、分会要求書を提出し意思疎通をはかり、職場事業推進委員会での建設的かつ積極的な意見交換となるよう準備を整えることを要請します。交渉整理内容については10月23日（日）信越4会場で開催される郵便交渉担当者会議において説明します。なお、支部では本情報を各分会に漏れなく周知するよう要請します。

整理内容については、2022年度「年末年始業務運行推進要綱に関する要求書」に対する回答を参照してください。

以下、特徴的な地本要求に対する支社回答およびコメントを記します。

## **2022年度「年末年始業務運行推進要綱に関する要求書」に対する回答（コメント）**

### **【項番1】**

年末年始繁忙期における正常な業務運行の確保と、お客さまサービスの維持に向け、各種感染症への対策は極めて重要と考える。社員の健康と安全を最優先とした感染予防策等を講じた上で、職場においてクラスター等が発生した場合のコンチプランについて明らかにするよう求めたことに対し、支社は、

感染防止対策を徹底し、社員の健康・安全を最優先に考えながら、業務運行確保に取り組むとしています。また、万が一クラスター等が発生した場合は、支社が作成したコンチプランに基づき、郵便局でのリスク対応指示および局規模別に応じた支社社員等による業務応援等を実施するとしています。

### **【項番2】**

近年の異常な気候変動により、局地的に激しい降雨、降雪が記録されるなど、業務運行への影響が懸念される状況にある。

自然災害等により起こりうる「不測の事態」を想定した対応策を構築するとともに、そうした事態が発生した場合は社員の安全を最優先とし、適切な指示が速やかに伝わるよう万全を期すことを求めたことに対し、支社は、

自然災害等不測の事態発生時は、社員の安否確認・安全の確保を最優先とし、出勤・開局不能の判断等必要な措置を速やかに実施するとともに、改めて緊急連絡体制を確認し、管理者不在時に不測の事態が発生した場合、速やかに連絡をとり安全確保に備える。特に、外務社員は配達中の指示も必要となることから、携帯端末機の通信および電話機能並びにDcatの位置情報を活用して、速やかに適切な指示が伝わるよう対応するとしています。

### 【項番3】

今年度は送達日数繰下げ後初めての年末年始期であり、送達日数繰下げ後のオペレーションを考慮した年末年始業務運行が必要である。円滑に業務を推進するには「年末年始業務運行推進要綱」等を社員一人ひとりに理解・浸透させることが重要であることから、社員説明においては業務研究会を必ず開催し、各郵便局の方針や具体的な取り組み等について関係社員全員に対し、管理者自らが丁寧に説明を行うよう指導すること。

また、必要に応じ旧集配センターマネジメント統合局の統合局長にも説明・情報共有を行うなど万全を期すよう求めたことに対し、支社は、

年繁期の業務運行を円滑に推進するため、要綱および郵便局で作成の業務運行計画内容の理解が重要であることから、期日までに関係社員全員に対して業務研究会を開催し、管理者等から丁寧な説明を行うよう指導する。また、旧集配センターマネジメント統合局の局長に対し、受持局管理者から説明し、情報共有を密にするよう指導するとしています。

### 【項番5】

郵便局段階での意思疎通について、コミュニケーションルールに基づき、決められた期日までに、旧集配センターマネジメント統合局の所属部会を含めたすべての職場において、丁寧な対応を行うよう求めたことに対し、支社は、

昨年度は、単独マネジメント局および旧集配センターマネジメント統合局所属部会のいずれも決められた期日までに意思疎通が実施された。今年度においても、全ての職場において期限内にコミュニケーションルールに基づく意思疎通を完了できるよう、早めに労使双方出席者の調整、事前窓口での意思疎通等を指導するとしています。

従って、各分会においては、労使双方で日程や出席者の調整を行い、期日までの開催および分会への指導もあわせて要請します。なお、旧集配センターマネジメント統合局所属部会での部会事業推進委員会の窓口では、受持局管理者が部会事業推進委員会の窓口補助者として出席しますので、組合側も部会労使委員会の窓口担当委員のほかに、旧集配センター所属の組合員1名が臨時の窓口担当補助者として出席できるよう調整願います。

### 【項番6】

旧集配センターマネジメント統合局においては、統合局長がマネジメントを実施することとなるが、今年度新たに統合した局もあることから、年繁期における統合局長の役割を明確にし、責任の所在を明らかにするとともに、マネジャーとしての意識醸成を行うよう求めたことに対し、支社は、

年繁期においても平常期と同様に統合局長がマネジメントを行います。なお、受持局は業務運行計画等の作成および報告と必要な支援を行うとしています。また、統合局と受持

局との打ち合わせの中で、統合局長のマネジャーとしての意識を醸成する。支社は新たに統合した局を中心に、統合局の業務運行体制等についてのフォローを行うとしています。

#### 【項番 10】

コストコントロールについて、各郵便局がコスト削減を優先するといった誤った運用を行わないよう注視し、その事実が確認された場合は、速やかに是正するよう指導すること。

また、業務量を踏まえた必要労働力の確保も必要不可欠であることから、各職場における充足状況について明らかにするとともに、必要労働力が確保されていない職場については、安定した業務運行を確保するため、早期に要員を充足するよう求めたことに対し、支社は、

コストコントロールについては、誤った運用を行わないよう注視しており、正常なオペレーションを阻害する誤った運用の事実を確認した場合は、速やかに是正するよう指導するとしています。また、充足状況については、各局からの期間雇用社員の雇用申請並びに超勤、廃休・買上げおよび休暇取得等の状況により個局ごとに判断し、期間雇用社員の補充が必要と判断した場合は、早期に配置計画の修正および募集を行わせるとしています。

#### 【項番 12】

年賀はがき販売方針については、本部・本社間、地本・支社間で交渉整理した内容を随時確認するとともに、その浸透に向け郵便局への指導および現場管理者が適切なマネジメントを行うよう指導を徹底すること。

また、郵便局において誤った推進管理が確認された場合は、速やかに是正させるよう求めたことに対し、支社は、

年賀の販売方針では、適正営業・効率的な営業を大前提とした上で、年賀はがきのお知らせ活動をきっかけとした荷物やその他商品の通年での利用につなげるための大切な時期と位置づけている。したがって、第3四半期は年賀をきっかけとした荷物営業を積極的に行う。年賀販売の推進にあたっては、活動量の進捗を図ることとし、例年どおり販売実績の推進管理は行わないとしています。また、万が一、社員個人の販売実績管理など販売方針にそぐわない推進管理を行っている情報を把握した際は、その郵便局に状況を確認した上で、是正に向けた必要な指導を行うとしています。

#### 【項番 14】

適正な年末年始業務運行を行うための必要車両数および不足数を早期に示したうえで、確実に配備するための対応策を示すこと。

また、元旦等の業務に支障を来さないよう万全を期すとともに、今年度予定されている集配用車両（二輪）の配備について、特別更改と更改旧車の時期および台数等を早急に明らかにするよう求めたことに対し、支社は、

昨年度の二輪車最大稼働数（元日）は、3,294 両（前年度調査）となっており、二輪配備稼働可能数 3,065 両（新車除く）に対し、229 両不足することが想定されることから車両が不足する場合は、①特別更改予備車、②更改旧車（20 セグ用）、③自局の 30 セグ用車両、④かんぽ生命へ譲渡した車両の順に、業務運行に必要な車両を確保するとしています。

また、各局から 50cc・110cc の車種調整の依頼があった場合は、都度行っていくとしています。

なお、今年度の各局の集配用車両（二輪）の新車配備数は 192 両となり、配備時期は 10 月から 11 月で、更改旧車の回収時期は未定であるが、年賀配達での活用後としています。

#### 【項番 15】

交通安全対策および安全衛生管理について、交通事故・労働災害の根絶および健康管理に向けた取組等を安全衛生委員会で審議した上で、最優先課題として取り組むこと。

また、発着作業時におけるロールパレットの取り扱いや油圧リフト稼働時での労働災害が多発している。安全かつ的確な作業および自身を守るための装備品（ヘルメット・安全靴・軍手）の着用を遵守させるよう求めたことに対し、支社は、

社員・お客さまの安全確保を最優先課題として、交通事故・労働災害の根絶および健康管理に取り組むとし、具体的には、安全衛生委員会でのリスクの共有・リスクアセスメントの確実な実施、安全対策協議会での取組事項の共有化と徹底により、更なる安全体制の強化に取り組むとしています。

また、発着作業時の労働災害防止のため、安全な作業方法およびヘルメット等装備品の着用の目的を、改めて、社員へ丁寧に説明するとともに、社員を守るために必要な指導を行うとしています。（なお、この件に関して、地本からは、行き過ぎた指導を行わないよう申し入れてあります。）

安全な作業方法について具体的に、ロールパレットの転倒・足轢き防止のため車輪の軌道に注意して搬送する、油圧リフト稼働時に操作者以外（運送員等以外）は油圧リフトの周囲に立ち入らない、等の作業を徹底するとしています。

年末繁忙期を「交通事故・労働災害事故防止強化期間」に設定し、平常期に増して、支社から定期的に情報発信して注意喚起するとともに、ドライブレコーダーや Dcat の安全機器の活用等を通じ、安全意識・スキルの向上に取り組むとしています。

## 【意思疎通等、今後のスケジュールについて】

### I 郵便・物流機能を有する単独マネジメント局（窓口機能のみの単マネ局を除く）

※新潟局は、支社資料②「別記」の集配業務に係る項目を除く。

※新潟局、長野東局、松本南局、新潟中央局、長野中央局、上田局は、自局で選択した深夜勤パターンも説明。

#### 1 職場労使委員会の窓口（単局窓口）

職場事業推進委員会の円滑かつ建設的な意見交換に資するため、開催に先立ち、職場労使委員会の窓口で職場事業推進委員会の目的・性格等に照らし、自局で策定した「年末年始業務運行計画」および「日別要員配置計画」に基づき、支社資料②「別記」会社側説明事項の説明のほか、必要な調整（職場事業推進委員会の開催日時、場所、出席者、意見交換の議題（ポイント）等）を行う。

なお、職場事業推進委員会の開催を踏まえた職場労使委員会の窓口とするよう配慮する。あわせて組合要求書を取り扱うこととする。

11月11日(金)までに終了

#### 2 職場事業推進委員会

職場労使委員会の窓口での調整を踏まえた内容に基づき、業務運行や営業活動を効率的かつ効果的に推進する立場から建設的な意見交換を行う。

11月11日(金)までに終了

#### 3 組合要求の扱い

年末年始業務運行対策に関する組合要求については、職場労使委員会の窓口で取り扱うこととし、職場事業推進委員会では取り扱わない。

ただし、職場事業推進委員会で会社側は、職場労使委員会の窓口での調整を踏まえつつ、同窓口で提起された組合側の建設的な提言を念頭に置いて意見交換を行う。

組合側は、前記の提言や要求を提起する場合には、より具体的方策を提起するよう努める。

#### 4 窓口担当補助者の指名

職場労使委員会の窓口を開催する場合、より実質的な意思疎通となるよう、労使双方1名のほか、年末年始業務運行対策に関する部署の者を臨時に窓口担当補助者に指名することができる。

#### 5 社員周知

職場事業推進委員会終了後、業務研究会等を開催し周知する。

11月30日(水)までに終了

## 6 その他

例年、職場事業推進委員会又は社員周知が期限までに終了しない郵便局があることから、労使双方とも期限内での終了に向け、日程調整等を協力する。

## Ⅱ 旧集配センターマネジメント統合局所属部会

### 1 部会事業推進委員会の窓口

#### (1) 出席者

労使双方窓口担当者 1 名

臨時の窓口担当補助者（複数指名可）

会社側：「旧集配センターマネジメント統合局」および「旧受持局」等の管理者・非組合員から適任者を指名。

組合側：「旧集配センターマネジメント統合局」の組合員から指名

#### (2) 意思疎通等

年末年始業務運行対策に関する意思疎通については、主として当該旧受持局の管理者等（副部長等）が主体となり、支社資料②「別記」会社側説明事項を説明し、意思疎通を行う

**11月11日(金)までに終了**

### 2 留意事項

2022年10月期「部会労使委員会」および「部会事業推進委員会」（開催期限：10月31日（月））と同日での開催の調整がつかない場合は、項番1の窓口のみ、11月11日（金）までの別日に開催して差し支えない。

「要求に対する回答」、「意思疎通・年繁交渉スケジュール」および「会社側説明事項」については、別紙支社資料を参照のこと。

以上